

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する 法律案の説明会（沖縄ブロック）の開催について

沖縄総合事務局では、平成30年4月19日（木曜日）に浦添市において、「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案」について、説明会を開催いたします。

本説明会は公開であり、カメラ撮影も可能です。

1. 概要

平成29年12月の農林水産業・地域の活力創造本部において、「農林水産業・地域の活力創造プラン」が改訂され「生産者・消費者双方のメリット向上のための卸売市場を含めた食品流通構造の改革」が盛り込まれました。これに沿って、「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案」が第196回国会に提出されました。

今般、この「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案」についての説明会を開催します。

2. 開催日時及び場所

日時：平成30年4月19日（木）13:30～15:30

場所：沖縄県中央卸売市場3階大会議室（浦添市伊奈武瀬1-11-1）

3. 説明会の主な内容

「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案」について
説明者：農林水産省食料産業局食品流通課長 宮浦浩司（予定）

4. 対象者及び参加可能人数

卸売市場関係者など食品流通に関心のある方等

定員：100人

5. 参加申込方法

（1）申込方法

参加を希望される方は、（別紙）参加申込書に必要事項を御記入の上、FAXにてお申込みください。お電話でのお申込みは御遠慮ください。

FAX送付先：沖縄総合事務局農林水産部食料産業課宛て

FAX番号：098-860-1179

（2）申込締切

平成30年4月13日（金）17時必着

(3) 留意事項

参加に当たり、次の留意事項を遵守してください。これらを守れない場合は、参加をお断りすることがあります。

(ア) 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないこと。

(イ) 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴すること。

(ウ) 傍聴中は静粛を旨とし、以下の行為を慎むこと。

発言者に対する賛否の表明又は拍手

新聞、雑誌その他議案に関連のない書類等の読書

飲食及び喫煙

(エ) 鉄砲刀剣類その他危険なものを会場に持ち込まないこと。

(オ) その他、事務局員の指示に従うこと。

なお、参加申込みによって得られた個人情報に厳重に管理し、確認等御本人への連絡を行う場合に限り利用させていただきます。

6. 報道関係者の皆様へ

報道関係者で取材を希望される方は、上記の「参加申込方法」に従い、FAXでお申し込みください。

その際、報道関係者である旨を必ず明記してください。

なお、当日受付で記者証等の身分証明書を御提示いただきますので、あらかじめ御了知願います。

<お問い合わせ先>

内閣府沖縄総合事務局農林水産部食料産業課

担当者：末吉、玉城

電話：098-866-1673

FAX：098-860-1179

(別紙)

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案の説明会
(沖縄ブロック)参加申込書

日時: 平成30年4月19日(木)13時30分～15時30分

場所: 沖縄県中央卸売市場3階大会議室(沖縄県浦添市伊奈武瀬1-11-1)

No.	勤務先・所属団体	役職	ふりがな氏名	電話番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※平成30年4月13日(金)17時まで以下記宛てにFAXをお願いいたします。

宛先: 沖縄総合事務局農林水産部食料産業課

担当: 末吉、玉城

FAX: 098-860-1179

(案内図)

